

大分市行政評価・行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市行政評価実施要綱（令和2年4月1日施行）第3条第3項及び大分市行政改革を推進するための組織に関する要綱（平成24年5月15日施行）第7条第1項の規定に基づき、本市における行政評価の実施及び行政改革の推進に関し、市民から幅広く意見を聴くため、大分市行政評価・行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 行政評価の実施における外部評価に関すること。
- (2) 行政改革の基本方針及び実施計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 一般公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(参画依頼の期間)

第4条 委員の参画依頼の期間は、4年を1期間とする。

2 委員に参画依頼するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。

3 複数の期間につき、委員に参画依頼することは、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、委員会に部会を置くものとする。

(報償金等)

第8条 委員及び第6条第4項の規定により会議に出席した委員以外の者(市の職員を除く。)に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部企画課行政改革推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後において最初に参画依頼する委員の当該参画依頼の間は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

(大分市行政改革推進市民委員会設置要綱の廃止)

3 大分市行政改革推進市民委員会設置要綱(平成19年11月1日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後において最初に参画依頼する委員の当該参画依頼の期間は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。